

令和3年9月甲良町議会定例会会議録

令和3年9月27日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 認定第1号 令和2年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第7号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第8号 令和2年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第10 認定第9号 令和2年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第11 議案第50号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
発議第8号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第2号）に対する修正（案）
- 第12 議案第51号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第52号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第53号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第54号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第58号 権利の放棄および和解につき、議決を求めることについて

- 第17 議案第59号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
 第18 意見書第3号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める
 意見書（案）
 第19 職員派遣について
 第20 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	野瀬欣廣
5番	阪東佐智男	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修明
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	山田裕康		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
会計管理者	丸澤俊之	学校教育課長	寺田喜生
税務課長	大野けい子	社会教育課参事	上田真司
企画監理課長	熊谷裕二	産業課長	西村克英
住民人権課長	宮川哲郎	建設水道課長	村岸勉
保健福祉課長	中村康之	総務課主幹	岩瀬龍平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前10時10分 開会)

○山田裕康議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和3年9月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 宮寄議員、7番 丸山議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日は、何かとお忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、追加提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第58号は、権利の放棄および和解につき、議決を求めることについて、地方自治法に基づく議会の議決を求めるものであります。

議案第59号は、令和3年度一般会計補正予算(第3号)で、3,000万円を追加いたし、補正後の予算総額を42億7,051万円とするものであります。

補正項目といたしましては、歳入では、地方創生臨時交付金768万7,000円、災害復旧事業費補助金466万6,000円、障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金400万円、障害児施設措置費(給付費等)負担金200万円、財政調整基金繰入金1,164万7,000円を増額いたし、歳出では、社会福祉費で障害児施設給付費負担金800万円、商工費で甲良町事業者支援給付金1,000万円、都市計画費で災害復旧(総合運動公園分)が700万円、農林水産業施設災害復旧費で、ため池分が400万円、測量設計委託費100万円を予算補正追加しております。

何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○山田裕康議長 次に、日程第2 認定第1号から日程第11 議案第50号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

宮寄委員長。

○宮寄予算決算常任委員会委員長 それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

だきます。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査結果。

議案第50号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第2号）。

原案可決です。

認定第1号 令和2年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和2年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について、認定第9号 令和2年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について、いずれにつきましても、認定すべきものと決定いたしております。

1枚おめくりください。

2、審査経過。

議案第50号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第2号）総務管理費の人事評価制度運用支援業務委託312万4,000円について、過去の第三者委員会の報告なども現状把握の中に含むべきだと考えるがどのように行うのか。職員の能力開発、資質の向上が先決で、過去にもあったが活かしていないと考えるがどうかとの問いに、詳細は未定だが、策定委員会を設置する予定である。以前取り組んだが、職員の退職による異動も多くあり機能しなかった。法で決まっていることなので、今回は仕切り直しと考えているとのことであった。

総務管理費の、甲良町公共施設等総合管理計画改訂業務委託547万5,000円について、令和2年度の公共施設個別施設計画策定業務委託2,354万円と合わせると多額だが、計画をどう活かしているのかとの問いに、平成28年度に、公共施設等総合管理計画を策定し、令和2年度に個別施設計画を策定した。国の、ここですが、この「超」、「超」寿命化計画、この「超」の字が、長寿の「長」、長い「長」に書き換えていただけますか。印刷ミスということでございます。長寿命化計画により、計画の改定を指摘

されたことと、計画がないと該当の補助金がもらえないため計上したとのことであった。

総務管理費の町営林管理調査業務委託323万4,000円の経緯はどの問いに、管理受託者の死亡により、大滝山林組合に業務の相談をし、今回の計上になったとのことであった。町営林整備工事は毎年400万円前後計上して行っているが減額となっている、今年は整備を行わないのかとの問いに、管理受託者の死亡により執行できないので減額し、管理調査業務委託に組み替えた。調査が終了したら委託するとのことであった。

農業費の公園等施設管理委託131万9,000円は今まではなかったのに発生した理由はどの問いに、親水公園の管理について、草刈りや掃除は各集落にお願いしているが、地元要望により在士の高虎公園の池の浚渫であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第1号 令和2年度甲良町一般会計歳入歳出決算、歳入の部。

不納欠損に至った事由で、納付折衝を行ったが分納誓約に至らない、また、誓約後不履行になることがあるとのことだが、その説明をとの問いに、納税相談をし、生活実態を聞くが、収入がないなどにより、分納がまとまらないことがあるとのことであった。時効になるまで5年、執行停止は3年だが、その間全く対応しなかったのかとの問いに、主には現年の滞納を増やさないよう、口座振替不能通知や督促状、催告書の送付を行っており、現年度の一斉催告も年2回送付、過年度については、湖東分室と連携を取り、催告書や調査を行い、差押え等もしているが、差し押さえる預金がないなどのことであった。その結果をどう受け止めているのかとの問いに、不納欠損は地方税法に沿って、時効の完成などにより徴収できないとのことであった。

徴収対策会議が稼働していくべきだが町長はどう考えるのかとの問いに、担当課でしっかりと業務に取り組むことが基本であり、事務局などの見直しや組織の問題は整理をする。担当課が日常的に滞納を減らす取組や補助金申請では滞納はないかどうかの横連携をしており、不納欠損額を抑える努力はしていきたいとのことであった。課題を職員間で共有する必要がある、組織の問題は切り離せないと考えるがどうかとの問いに、徴収対策会議については早急に作動するよう対応するが、実務段階で滞納を減らす改善に努めるとのことであった。

固定資産税の不納欠損が増えている要因に、空き家が増えていることが関係するのかとの問いに、空き家であるかの区分はしていないとのことであった。

新型コロナウイルス関連の補助金で、滞納者には町独自の給付を行わない

ことはできないのかとの問いに、新型コロナウイルスに関わる給付金は全員が対象だが、それ以外の補助金については、滞納があるかどうかを確認しているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

歳出の部。

総務管理費の例規執務サポートシステム業務委託628万3,200円は何かとの問いに、例規全体の見直し業務であり、前は10年ほど前に行ったものであるとのことであった。

総務管理費の実態調査業務委託166万3,240円について、アンケートの回答を実施計画に反映していくチームなどはあるのかとの問いに、チームなどの組織はないが、冊子があり、教授に来てもらい、自治会等の関係者への調査結果の発表会は開催した。関係課が集まったの報告や意見交換等は検討していきたいとのことであった。今後は県内の大学に依頼してコストダウンするなど考慮すべきだとの意見があった。

保健衛生費の粗大ごみ収集委託2,828万7,160円について、過去2年間の決算額は2,000万円程度だが、増加した原因はどの問いに、新型コロナウイルスによる自宅待機により、ごみの量が多くなったためであるとのことであった。

教育総務費のシステム整備業務委託4,438万7,200円について、タブレット端末による学習は学力向上につながっているのかとの問いに、ICT委員会を立ち上げ研究しており、家庭学習でタブレットを使用するなど、基礎学力向上につなげていきたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

おめくりください。

認定第2号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

令和2年度の健康診査、健康相談等の取組についてどのように評価するかとの問いに、毎年健康診査等を受けている方もいるが、受けていない方へのアプローチが課題とのことであった。その課題には何が必要となるかとの問いに、地道な勧奨や健診後のサポート等が必要であると考え、コロナ禍で受診率が低下しているため、まずは健診を受けて、自分の健康状態を把握してもらえよう努めるとのことであった。

短期保険証の現在の対応はどの問いに、資格者証11件、短期保険証27件である。令和3年から発行の基準が県内で統一されているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出

決算。

不納欠損になった経緯を明らかにする必要があると思うがとの問いに、不納欠損となった1,079万8,000円は、主に時効援用の申出により債権が消滅したものである。これにより、年度末滞納額は1億1,257万3,000円となり、全体の約50%を占めてはいるが、前年度に比べて減っている。今後も弁護士委任などを進め、滞納解消に努めるとのことであった。これに対し不納欠損が多くなっていることは、行政上の責任があるのではとの指摘もあった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第4号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。

町有地をどう処理していくのかとの問いに、今まで公募していたが、他市町では入札をしているところもある。価格等含め、こういったやり方があるか、他市町の方法も参考にしながら今後対応していきたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

返還された件数が多いが理由はとの問いに、今後使用する見込みがない等の理由で返還の申出があり、令和2年度に関しては、10年ぶりに管理料の更新があったため、例年より返還の件数が増えたとのことであった。今後、民間委託を考えているかとの問いに、墓地経営者は、宗教法人や公共団体等の限りがあるため、民間委託は法律上難しいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第6号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

第8期介護保険事業計画策定の審議会について、回数と、審議委員の中に町民は何人いるかとの問いに、審議会の回数は3回であり、10名で構成され、そのうち6名が町民であるとのことであった。

審議会での議論が活発にされていないように思うがとの問いに、なかなか意見が出ないところもあるが、審議会以外でも包括関係で事業者等と協議し、安心して暮らせるような制度にしていきたいとのことであった。

認定第7号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

収入未済額がマイナスの金額で記載されているのはなぜかとの問いに、還付未済額であるとのことであった。どのような事情で還付となったのかとの問いに、契約者死亡や、税の修正をした際に還付となる場合があるとのことであった。

安定的に支え、医療サービスの質の維持・向上を目的とした医療保険制度とは何を指すのかとの問いに、若い世代も含め、みんなで高齢者の医療を支え、医療サービスの質の維持や向上をしていくということであった。

認定第8号 令和2年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。
水道技術管理者について、至急、人事配置を改善すべきではないかとの問いに、現在は兼務状態なので連絡を密に取りながら対応し、次年度には改善するとのことであった。

空き家でもメーター交換をする必要があるのかとの問いに、メーターの交換は計量法に義務づけられたものであり、使用していない場合でも、休栓の届出を出してもらっている場合、町に管理義務があるため、対象としているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第9号 令和2年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。令和2年度 マンホールポンプ機械設備改築更新工事について、設置箇所と耐用年数はどの問いに、令和2年度は小川原に2か所、今年度は長寺地先に2か所、今年度で更新工事は完了とのことであった。また、耐用年数は50年であり、中の部品のモーター交換等は計画に基づいて交換しているとのことであった。

有収率について、一般的にどのぐらいのものなのかとの問いに、汚水処理量は県が一括して処理しており、全体のメーターを按分して、各市町の按分率が決定される。雨水流入も不明水として処理量に含まれるため、有収率が水道のように高くなることは考えられないとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上でございます。

○山田裕康議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 令和2年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を申し上げます。

決算審査に当たって、私は検証の基本的姿勢を1つ。コロナ禍において、町民の命、健康、暮らし、なりわい、営業を守るため、町政はどのように働いたのか。

2つ目に、行政姿勢が適正であったか。

この、主に2点で検証しました。

1つ目の、コロナ禍における取組では、政府の臨時交付金を活用して町民

支援策が講じられました。年度始まりから、町は町民1人当たり布マスク2枚の配布を補正予算で打ち出しましたが、市場にマスクが出回り始めたことと相まって、喜ばれた反面、こんな貧弱な支援で終わらせてはならない、町民が困っていることが町には分からないのかなどの反応が寄せられ、中には税金を返してくれと役場に抗議する町民もいたと聞きます。当時、安倍政権が困った国民として線を引き、選別をして救済策を実施しようとして、対応が遅れ、布マスク配布と重なり、批判を浴びたことと重なりました。

やっと国民1人当たり10万円の定額給付金支給が決まり、地方自治体には、使い道原則自由の地方創生臨時交付金が配分されるようになりました。この臨時交付金に助けられて、また、世論の力も働き、町独自の積極的な直接支援策が実施されました。とりわけ、町民に還元されたのは水道料金基本料の免除で、その後、今年度分、4月から7月と合わせて、12カ月にわたる免除は県下で1番となりました。また、定額給付金の1万円上乗せ支給、学生支援、子育て世代の支援金など、直接支援はどれも歓迎されたものであります。一方、税等の町独自のコロナ減免が見送られて、昨年末、国の第3次補正予算の決定を受け、国の助言、言いなりで新しい個人給付は今後実施しないとの方針を町長が表明しました。個人給付という表現には、税金のばらまきのように聞こえる面があるようでしたが、決してばらまきではありません。住民の福利厚生に深く関わり、憲法で保障している、住民が健康で暮らし、なりわいを続けることができる社会保障でもあります。その福祉施策を今後は拡充しないと表明したと私は受け止めています。その方針が、住民が願う福祉の充実、社会保障、暮らし応援の施策に背を向けるものであるならば、速やかに撤回、訂正するべきだと考えます。

町行政への信頼回復では、様々な課題の中でも、税をめぐる課題に関心が集まります。税務は行政において要中の要です。業務執行の財政的裏づけとなるものの課題で、依然として滞納が累積し、時効や執行停止になり、不納欠損額が、今年度も1,000万を超え、1,333万円となり、住宅新築資金の1,079万円、上下水道など各種料金との合計で2,878万4,000円となり、町税収8億2,041万円との比較で見ますと、3.5%に上ります。

着服事件に関わって、これは徴収対策会議が機能をしていないことも明らかになりました。着服事件に関わって、二重払いと認定された町民へ、寄附金返還として231万3,900円が支給されましたが、その正当性、透明性を裏づける情報の提出を請求しましたが、税の秘密漏えいの罪に当たるなどを口実に肝心の情報は全て黒塗りだったため、審査請求の結果、資料の公開は一部開示されました。しかし、町が二重払いと認定した根拠資料は一切

説明されないままであります。K元職員に直接払ったにもかかわらず、領収書や証拠書類がないため未納だと請求されている町民がおられる一方、不透明なまま税の返還を受ける不公平感が拭えない現実があることも肝に銘じるべきだと思います。

税、各種料金の滞納問題では、以前から指摘している、滞納は町民のシグナル、をどう受け止め、どのような対応が必要なのか重要なテーマが突きつけられていると考えます。

私は2つの問題、1つは、格差と貧困が深刻になる中での経済弱者への施策の不十分さ。もう一つは、無法の放置だと考えます。この両面を正しく統一して方針化し、実践して、粘り強く、甲良町政にはびこるあしき体質を克服することがとりわけ重要ではないかと考えます。経済弱者の暮らしに寄り添い、温かな行政とする上では、県内では野洲市が注目されています。政治は人が生きるため、人々と暮らす上での必要な施策を整える義務があります。今、甲良町では、滞納という困難な状況から、税の取立てという発想を改め、その町民が置かれている困難さの糸をほぐす、相談者、助言者としての役割を発揮しているのか。町長をはじめ、幹部職員は自らを総括していただきたいと切に願っております。

また、コロナ感染の問題では、昨年、町内の陽性者が発表されるたびに、臨時の全協が招集され、町政と議会とがこの難局を乗り切る上で現状を共有することができる場が設けられたことは、大変評価できることだと私は考えています。そのよい面から、PCR検査にあたって、濃厚接触という狭い範囲ではなく、クラス全員など、対象を広げた検査が実施され、2次感染を防ぐ役割も果たせたのではないかと思います。そして、建部議員をはじめ、有志議員の修正提案で、県内でも注目される、PCR検査等の補助制度実現へとつながりました。令和2年度一般会計の事業を見れば、当初予算は3月定例会で否決に遭い、議員提出の修正案が可決となり、9月定例会でも補正の修正案が可決となったもので、トータル的にコロナ感染に伴う住民支援が重点的に盛り込まれたものになったと評価をできます。

しかし、年度後半、新しい個人施策は実施しないと表明されたことは、大変残念なことでした。いまだに、その方針は正式に撤回されていません。改めて撤回、見直しを求めるものです。

もう一つは、甲良町政における税務の位置づけの軽さ、日常実務の問題など、根本から改善されたとは見ることができません。来年度、令和2年度の予算編成に当たっては、コロナ危機の中で、何より、命、暮らしを守る町政、小零細業者の営業を支える施策を優先的に、特別なことは要らない、穏やかに暮らしたいとの願いに応じて、この町で暮らし、子どもを産み育て、安心

して住み続けられることができる施策の展開を求めて討論の結びとします。

令和2年度一般会計歳入歳出決算は、よって認定できないことを表明いたします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 本事業は、県が事業主体となることで、パイが大きくなる、安定するというものの、国保税料の統一化で引き上げることが懸念されます。また、資格証、短期証のペナルティーとしての運用は、命、健康を守ることと矛盾をします。この会計では、滞納問題で経済弱者に寄り添った対応が特別に求められると思います。

一般会計からの繰入れを大幅に増やし、子どもの均等割を廃止し、同時に、国民皆保険制度であり、社会保障制度として国庫支出を1980年代の額に戻して、政府が、憲法25条に基づき責任を果たすよう強く要請することを求めたいと思います。

この会計自体は、私たちの健康、命を守る大切な命綱となるものでありまして、そのことを町民が理解できる運営がぜひとも必要だということを申し上げて、反対討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 同和対策事業における持家制度を推進するとの理由で設けられたこの貸付事業における負の遺産は、甲良町政の財政上だけにとどまらず、重く暗い影を落としてしまいました。町政も議会も、正面から検証を行うことが町民への責任だと考えます。不納欠損額が合計で1,079万円。最高額の方が444万円余り。ほか、262万余りがありますし、210万円余りの方があります。7件のうち6件は、時効援用の適用となったとのことあります。まさに、長年、徴収そのものを怠ったせいで大穴を空けてしまったこととなります。原因と責任を明確にした総括文が作成されなければならないと考えます。この問題をうやむやに解消することはできません。現時点ではっきりしているのは、様々な困難はあっても、早い段階で法的手段、法的手続なりの、効力のある回収を怠ったことが今に響いているのは確かだと言えらると思います。監査委員の毎年の報告でも、この問題が指摘をされてきました。時効が来るまで放置していた責任が、過去の町政幹部にあるにせよ、令和2年度決算において1,000万を超える不納欠損を処理せざるを得なくなった現状を容認することができないことを申し上げて、反対討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 令和2年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この問題でも、委員会の中で建設的な提案や様々な指摘がありました。残地といっても、大きなものあれば隅っこのような三角地、処分がな

かなか難しいところもあります。隣地の隣の方に払い下げるなど、工夫をして解決に向かうことを求めて、賛成討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 令和2年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これについても、委員会での確な意見が出され、質問もされました。人口減少がさらに進んでいく中、このお墓の残地の問題も、大きくのし上がってくるというように思います。その点でも、一つ一つの対応を怠らずに進めてもらうことを申し上げて、賛成討論です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この事業、介護保険事業については、とにかく保険料が高過ぎます。独立採算の会計上の制約で、一般会計からの繰入れで保険料を引き下げることが不可能とされています。この制約を破って、住民のために保険料を引き下げた自治体を厚労省が威圧する事態になったことを聞きましたが、ま

さに地方自治の破壊であります。高齢化がますます進む中、保険給付費が上がることはあっても下がることはないと思います。

次の問題は、全ての議案の討論に共通する課題であります。本当に政府が税金の集め方、使い方を根本から改め、大企業や超富裕層から能力に応じた税金を徴収する税制度への転換。使い方では、巨大ゼネコンへの発注が主になる高規格道路や都市開発、また、アメリカ製兵器の爆買いやイージス・アショアなど、無駄な軍事費の削減などを根本的に見直し、医療、介護などに手厚い財政支出が、今、特に求められています。それは、地方自治を真の意味で前進をさせ、地方に暮らす住民の豊かな暮らしを守る政治への転換でもあると考えます。目前に迫った総選挙は、まさに人々の命と暮らしがかかった選挙となると思われれます。私は、その道を微力ではありますが、進んでいきたいと思っています。以上、反対討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 大変、名前も嫌な名前であります。後期高齢、そして、その後は末期高齢となるのかと思うようなところですけども。制度をつくった当時の厚生省の大臣が、うば捨て山というように命名したぐらい、やはり保険制度、それから医療に係る制度そのものも、75歳以上を加えると粗末になるというように思います。また、健康診断についても制度が変わります。そういう点でも、この制度そのものが、後期高齢者医療制度そのものが、やはり欠陥だ。お年寄りには大変冷たい制度だというように思います。もうこれは、一義的に政府の責任でありますけども、事業会計でありますので、反対とさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号 令和2年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 水道事業は、町民の命を守る、健康を維持する、大事な大事な事業だというように思っています。盗水疑惑が全て解消されたと宣言されるかというように委員会でも言いましたが、明確な回答はありません。メーター交換時に、そのほかの状況でも、取り組まれるよう、改めて強く要請したいと思います。

同時に、この令和2年度、令和元年のときもそうでしたが、令和2年度に水道技術管理者の配置が法律で義務づけられているのにも関わらず、配置されないまま。つまり、知っているのに違法状態というのが続いています。そういう点でも、容認できないということを申し上げておきたいと思います。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号 令和2年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○山田裕康議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、日程第11　議案第50号　令和3年度甲良町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

それでは、議案第50号の討論、採決の前に、建部議員から令和3年度甲良町一般会計補正予算(第2号)に対する修正案が提出されていますので、これを議題とします。

発議第8号について、建部議員から説明を求めます。

建部議員。

○建部議員　それでは、議案第50号　令和3年度甲良町一般会計補正予算(第2号)に対する修正(案)を提案いたします。

まず、発議第8号の1ページから説明をしていきます。

今回、議案第50号　令和3年度甲良町一般会計補正予算(第2号)の一部を次のように修正をいたします。

第1条中、提出は補正額1億8,668万9,000円でございますが、それを1億8,228万円に。そして、合計を42億4,051万円を、42億3,610万1,000円に改めるものです。440万9,000円の減額でございます。

内容につきましては、第1表でございますが、まず、基金繰入金を440万9,000円の減額でございます。

歳出のほうでは、総務管理費が440万9,000円の減額になります。

第2表でございますが、債務負担行為補正の一部を次のように改めるということで、この表の2段目に、人事評価制度運用支援業務、令和3年度から令和4年度まで、612万7,000円を削除するものでございます。

内容の説明ですが、2ページの後段の部分、下のほうでございますが、歳入のところでございます。基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金を440万9,000円減額するということでございます。次、3ページでございますが、歳出のほうにつきましては、まず、一般管理費で人事評価制度運用支援業務委託312万4,000円の減額。財産管理費の甲良町公共施設等総合管理計画改訂業務委託、これが128万5,000円を減額いたしまして419万円にいたすものでございます。合わせまして、合計440万9,000円の減額となります。

一般会計補正予算(第2号)の修正案の提案理由でございます。別紙に皆

様方に付けてございますが、朗読でもって説明をいたします。

まず、今回、大きく2つありまして、1つ目、人事評価制度運用支援業務委託料の312万4,000円を全額削除すること、及び第2表の債務負担行為補正の同運用支援業務の令和3年度から令和4年度までの612万7,000円を全額削除することにつきましては、過去にも、人事評価や人事考課等の要領、マニュアル作成を委託したが、全く活用、実践してこなかった経緯がありました。

今回、他市町がほとんどやっているからと計上してきたが、甲良町職員の現状を見ると、時期尚早である。それまでにやるべきこと、条件整備が必要であります。それは、近年、職員の不正、非行、怠慢、ミスが多く発生し、中途退職者、特に若い職員が多いですが、増えている現状から、これらの改善回復が急務であります。

それと、職員としてある一定の能力、資質の向上を図り、職員の行動、規律、規範の平準化を図る必要があります。また、仕事のできない職員をできる職員に、仕事をしない職員をする職員に変貌、レベルアップをさせる必要があります。

長い人事評価レース、私はそのように書きましたが、この人事評価、成績によって、年2回あるボーナスのうち期末勤勉手当の減額があります。また、勤務成績によって、毎年1年に一度昇給があります。その昇給期間が、1年3カ月とか1年6カ月とか、延伸されたりする場合があります。これが人事評価に関わる結果なんです、そういったことのスタートを切るわけですが、極力、全職員に公正、公平なるチャンスと、その人事評価に入る前のウォーミングアップの機会を与えるべきであるというふうに考えます。

また、人事評価に関わる職員の人材育成が必要であります。とりわけ、人を評価するに値する、また、それにかなう人格者でなければなりません。人が人を評価する、人格を評価するということでございますから、それなりの人でなければならぬ。簡単な人事評価、誰でもできる人事評価であってはならない。厳正な評価に、私情や予断と偏見は許されないことでもあります。あくまでも公正であるべきであります。

なお、債務負担行為補正に、この業務委託の期間と経費の限度額が計上されているが、今年度の予算を削除することからその必要はありません。上記の条件整備ができた後年に、その必要性があれば計上すればよいというところでございます。

2つ目。公共施設等の総合管理計画改訂。町では改訂という表現をしていますが、国では見直しになっています、の業務委託料547万5,000円から128万5,000円を減額し419万円とすることにつきまして。

ここで改訂とは、書物や資料などの内容に手を加えて、改め直すこと。見直しとは、誤りや改めるべき点がないか点検すること、見直すこと、というふうに辞書ではなっております。ですから、町で言う改訂と見直しの少しの違いですが、こういう違いがあるということをお知りいただきたいと思えます。

本計画は、平成28年に798万1,000円の経費を使って策定され、平成29年から平成68年、令和で言いますと38年度までの40年間計画となっておりました。今では4年経過いたしました。

一方、公共施設等個別施設計画は、当初、令和元年に1,403万1,000円の予算を計上しましたが、令和2年へ繰越しをいたしました。令和2年には950万9,000円を追加して、総額2,354万円で業務委託をしております。この計画の期間は、令和3年度から令和12年度の10年間となっております。総合管理計画と、個別施設計画策定に3,152万1,000円の経費を使ったが、費用対効果はあるのだろうか。この業務委託は、今後36年間、40年計画ですが、4年経過していますので、あと36年間続きますが、メリットはあるのだろうか。これは検証する必要があるのではないかと思います。

さて、この総合管理計画の見直しは、国からの通達によるものであります。その通達の主な内容、2点挙げました。令和3年度中において、個別施設計画等を反映した、ここ、「等を」というふうに出ているんですが、多分、それ以外にも、甲良町の総合計画もその「等」に含まれるんじゃないかと思えます。そういったものを反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要です。よって、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。

2つ目には、令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費、専門家の招聘に要する経費（旅費、報酬費等）、また、計画の見直しに要する経費として、委託料、印刷費等について、特別交付税措置を講じることとした、とありました。結局、この見直しの費用は国が大部分、特別交付税で措置をするという通達であります。このたびの総合管理計画の見直し経費は、本計画の見直す範囲と量によって価格は、委託契約の価格は変わります。当初の計画策定経費のおおむね3分の1ぐらい、通常です。多くても、2分の1までと推計をいたします。これ、あまりにも見直しが多いと、当初計画書の正確性、信憑性が問われます。当初計画がずさんな計画書であったと疑われます。そこで、当初計画策定経費798万1,000円を掛けているんですが、それを現在の価格に置き換えますと798万1,000円掛ける1.05。1.05のこの5%は消費税分。8%から10%に変わりました。物価上昇分、多く見て3%のそれを掛けますと838万円となりま

す。これに、多くて2分の1、先ほど3分の1から2分の1と言っていたが、2分の1を掛けると419万円の事業費と算出されました。よって、予算計上額547万5,000円マイナス、上の計の額、419万円、差引き128万5,000円を減額した次第であります。

なお、この総合発展計画になっていますが、総合管理、発展を管理に訂正をお願いします。発展を管理、総合管理計画の見直しは、昨年度に策定された個別施設計画を反映した見直しだから、その中に、見直しに必要な計画や、参考資料が大多数、大量に含まれています。このことも委託経費をさらに削減できる大きな要素でもあります。この見直しの材料が、個別施設の計画の中に大きく含まれていると。ほとんど、計画の移し替える程度の作業で進むのではないかということが想定されます。

以上、そういったことから、128万5,000円の減額、これでは少ないんですが、本当はもっと多く減額できると思うんですが、一応、この2点の減額削除を提案いたしました次第でございます。何とぞよろしく願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

木村議員。

○木村議員 ちょっと1点、お願いします。

この修正案の表、中断ちょっと下に、それにかなう人格者という文言が使っています。人格者という部分に、言葉に、ちょっと気になることがありましたので、提案者はどういうふうに考えておられるのかを聞きたいと思います。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 私の人格者の思いは、皆さんから尊敬される人。それと、誰が見ても、この人ならというふうに思われるというか、要するに、尊敬されて親しまれるというそういう方を人格者というふうな位置づけ。これも辞書で調べまして、そういうもので、この人格者という表現を使いました。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 全体的に、私は賛同をするものですが、1点、この通達。総合計画のところに関わりますが、その通達、役場の総務課から送られてきたものを建部議員から頂きました。それで見ますと、この通達、最後の具体的な記述に入る前に、なお、この通達は、地方自治法第245条の4、第1項、技術的な助言に基づくものであることを申し添えますというのが書かれています。国は、政府は、通達行政で、通達、通達で、それぞれ地方をしばっている、指揮、命令をする部分がありますが、あくまで国と地方自治体は対等で

あるにも関わらず、補助金等々でしばりをかけてきています。それで、この通達そのものが、技術的な助言に当たりますよというので、これは245条、地方自治六法で調べましたら、強制力がないものというように解説をされています。この点で、建部議員は245条に基づく通達、これを守らねばならないと考えているのか、それとも、地方自治の範囲、つまり、自治で考えるべきものかというように考えておられるのか、その点、お聞かせください。

○建部議員 私もこの通達書を見てみまして、確かに、国からの通達でございますから非常に威圧的でございます。これをしたら、特別交付税で補填をするというような書き方をして、ぜひともこれをやれと、一部分、部分的に命令調で書いている部分があります。今のその地方自治法の二百何条の条項ですが、強制力がないというものの、国はやはり、この文面から見ても、そういうしばりをかけたり、威圧的な文章でもって、町にやらせようとしているその向きがあります。

それに、もちろん、私自身も反論はしたいところでございますが、ただ、今まで、随分と金をかけてきたこの計画、特に今回の見直しについては、国がそのお金を出すというところで、これは、私はやむないという思いでしたので、この計画そのものは、本当は私は、全額削除したいという思いがあったんですが、一応、この国の通達のこの1点、この費用は国が持つというところだけを受けて、今回の減額の提案にいたしましたわけでございます。

強制力はないというものの、文面全体から、威圧的、命令的な、そういう部分が見られるということは認識いたしております。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第50号 発議第8号について、併せて討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 この修正案、50号と、修正案発議第8号に対して、反対を表明したいと思えます。

それは、特に、1番という、修正案提案理由の1番というほうに気になった部分があったので。先ほども質問させていただきましたけど、人格者でなければならないということをお聞きしたんですが、なかなか昨今、本当に人格者といわれる人がおられるんかいなというようなことを、全国的にですよ、いうふうにも思いますし、だから、簡単に言うたら、やっぱり甲良町は町長ということで、町民さんの審判を仰いで町長になられたということがあって、やっぱり町長が人格者という部分が一番近いのじゃないかというふうにも思いますし、この人事評価を、今後、甲良町に進めていくに当たって、町長独

りでやらはるのか、町長が何人かでチームを組んでやらはるのか、それはちょっと分かりませんが、成り行きを見てみな分かりますけど、この修正案に対しては、ちょっと反対をさせていただきたいと思います。以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 私も、この修正案、発議8号に反対。原案に賛成という立場で討議させていただきます。

まず、気になったのは、今、話あったように、1番の人事評価の部分でございます。各自治体、大分やられているということですが、一般企業であっては、ほとんどの企業、もうやっております。それも数年前ということじゃなしに、もう何十年前から、実際やっております。当初、議論されていた内容が、ここの項目に書かれている内容です。すなわち、数十年前にも、この辺が問題あるん違うかということで討議されております。それをもって、人事評価システムというものを、一般企業にちょっと限定しますけども、一般企業はつくっております。その一般企業で実際できたシステムで、それを参考にすれば、やっている職員、きちっとやっている職員がやっぱり評価されるべきだと。なかなかやってない職員、この差別をやはりつけるべきだと思います。そういうことで、早く人事評価制度を立ち上げていただきたいと思います。ということで、発議8号に反対、原案賛成といたします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今、お二人から賛成の討論がありましたが、原案に賛成の討論がありましたが、木村議員の人事評価、いわゆる人格者、こういう、人を評価すること自体が非常に難しい問題だし、人を人が評価する、仕事上であってはならないこと、こういうように思います。そういう人がいないからこそ、これについては削除すべきだというように私は思っています。

それから、野瀬議員が企業と自治体の問題を混同されていましたが、企業は経営、つまり資本、これの蓄積と、それから企業目的のために、経営体として運用をされています。それと、選挙で選ばれる長、それから議会とで構成している意思決定の機関とを、これは混同してはならないように私は思います。それで、今日提出の原案には、人事評価制度運用の支援業務委託312万4,000円が計上されておりますが、説明によれば、県下では多数が既に導入しており、近々、豊郷町が導入するなどの理由付けがされましたが、公務員の人事評価には大変疑問が多いのです。1つは、誰が評価しようとも、憲法に基づいて、全体の奉仕者として、法と良心のみ忠実であることを宣誓する立場と相入れないものですし、町職員は町民の利益のために働

く、こういうところで、そのところを目にしっかりと見ていくことが大事なことです。

2つ目は、誰が評価するのか。町長であれば、政治的思惑などが絡んで、公正な目で評価できるのか、大いに疑問があります。

3つ目は、職員を勤務中全て、観察しているわけではないこと。また、ペーパー試験などで全面的な評価、つまり、能力、資質、勤務態度、行政施策への対応能力など、全て個人差が生じて当然なものであります。それをある物差しで判断して評価をして、人事に反映すること自体に道理がないと言わねばなりません。また、人事評価するものに対して、忖度がはびこって、正当な批判が抑制をされたり、また、正当に評価されない場合の不信感など、違和感を生じさせるおそれが強いものだと思います。また、甲良町においては、評価以前の職員による不祥事、事務ミスが絶えず、正当な町長による管理がされているのか甚だ疑問があります。まず、この解決こそ優先されなければならないと思います。しかも、人事評価の委託ですから、人事管理は町長以下、総務課長をはじめ、幹部職員の重要な職務を支援という範囲であります。コンサル業者に委託することであり、道理が通らないと考えます。

2つ目の公共施設等総合管理計画改訂業務委託に関わる地方自治法の245条の4第1項、技術的な助言について、計画策定は助言であって、法の取決めでもなく強制力はないことが解説をされています。確かに、政権という立場で補助金などを操ることができますので、そのようになかなかいかないことが現実です。あくまで自治が尊重されなければなりません。この計画を策定しなければ補助金が有利に活用できないおそれがあるというだけで、補助制度に該当すれば規定どおり補助を適用するのが政府の義務でもあります。国が助言するからといって全て受け入れれば、地方自治など存在しなくなります。

私は、以上の観点から、建部議員が提案する128万5,000円の減額よりも、全額の削除が望ましいと考えるものであります。建部議員の減額理由にも、以前からの経過による道理があるものだと思いますし、そして、総額3,000万を超える金額が、この計画で使われています。こういう点でも、国が、どう言いますか、40年後の計画にまで口を挟んでくるという点では、きちっと地方自治が物を申していく必要があると思います。

いずれにしても、職員ができるもの、また、しなければならない業務までも、委託料を払うという姿勢を改めるべきだと思います。これは、以前から指摘されていることが改善されない何か深い原因、業者との癒着があるのかと疑ってしまいます。そういうことを払拭する上でも、この金額は削除する必要があることを申し添えて、修正案に賛成、原案には反対とさせていただきます。

きます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私もまず、この人事評価に関しては、いずれというか、やっていけないかんことではあるとは思いますが、今の状態、職員の人事が、まずは人事がうまくいっていないこと。だから、そういった意味があり、若い職員が辞めていく状態、中間管理職などが思う意見が思うように言えていない。まず、こういう人事評価をするまでに、まず、人事の体制がうまくいっていないことが、職員のほうからもいろいろと声を聞くときもあります。

だから、したがって、私はこの原案には反対。建部議員の修正案の発議第8号に賛成をしたいと思います。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 修正案に賛成したいと思います。

過去にも人事評価があったということで、それがなぜ、今になって使えなくなってきたかというふうなところが、全然、こう、議論もされず、単なる、ほかの自治体と一緒にアウトソースというか、自分らの、要は評価や考課を他人に任せる、アウトソースするというのは、これはやっぱりちょっとおかしいん違うかなというふうに思っております。

まずは、やっぱり今の人事評価、考課表というふうなところに対して、新しく、やっぱりそういうようなものが、きちっときちっというふうな、要は改定がなされていないというふうなところが、ここからすると、見えると思います。そういった意味からすると、やはり、いずれは評価も正式には依頼をせんとあかんと思うんですけど、やっぱり、今の問題点というのはちゃんとやっぱり、基本に押さえながら、今後やはりそういう予算化というふうな形のものをしていただきたいと。

今回は、やっぱり時期尚早じゃないかなというふうに思っております。よって原案に反対、発議第8号に対しては賛成をさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第8号を採決します。

お諮りします。

ただいまの修正案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第8号は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第50号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。

ただいま修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第51号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第13 議案第52号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第14 議案第53号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会

計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 本会計は反対ですが、補正の範囲ということで、賛成とさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第15 議案第54号 令和2年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これについても、制度的な問題がありますが、補正予算の範囲で賛成とさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第16 議案第58号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第58号 権利の放棄および和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年9月27日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。

議案書のほうをお願いいたします。

権利の放棄および和解につき、議決を求めることについて。

建物明渡等請求事件でございます。

次のとおり権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号および第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利および和解の概要につきまして、1、被告らは改良住宅団地5棟9号および5棟10号を現状のまま返還する内容でございます。

また、2番目、Bといたしまして、被告らは連帯して解決金として50万円を町に支払うものでございます。

3番目、Cといたしまして、町は被告らに対するその余の請求を放棄するものでございます。

その他詳細は、別紙、和解条項案のとおりでございます。

2、放棄する権利の金額といたしまして、332万9,465円でございます。

内訳といたしまして、5棟9号分といたしまして、滞納家賃132万1,548円。

契約解除後家賃相当損害金につきまして14万1,452円。

上記2項目にかかる遅延損害金といたしまして74万6,731円。

小計といたしまして220万9,731円でございます。

また、5棟10号分といたしまして、滞納家賃97万3,548円。

契約解除後家賃相当損害金といたしまして14万1,452円。

上記に2項目にかかる遅延損害金50万4,734円。

小計といたしまして、161万9,734円でございます。

その合計から、双方から、和解による解決金の収入といたしまして50万円が見込まれているということでございます。

また、和解予定日につきましては、明日、令和3年9月28日時点での金額でございます。

裏面をお願いいたします。

和解相手方の住所および氏名につきましては、①、②のとおりでございます。

す。

①が9号分の方でございます。②が10号分の方でございます。

また、和解勧告が出されました裁判所といたしましては、京都地方裁判所
でございます。

事件名につきましては、令和2年(ワ)第1577号 建物明渡等請求事
件でございます。

放棄および和解の理由につきましては、本事件につきましては、京都地方
裁判所から和解勧告がなされたことおよびこの権利放棄および和解により原
告と被告との紛争が早期に解決することを勘案し、滞納家賃、契約解除後家
賃相当損害金および遅延損害金の一部について、権利を放棄し和解をしよう
とするものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案説明の全協でも申しあげましたけども、同和対策事業の一環、
これ自体は同和対策事業と直接には関係ありませんけども、自立、貧困を救
済するという方向でつくられた制度です。そういう中で、こういう穴が空い
たんです。

5棟の9号については20年、それから10号については十数年。滞納が
累積をして、そのまま放置されてきたという経過があります。そういう点で
も、これは町民との関係、つまり、理解をしていただく上で、実際の金額が
けこんでいますので、大変空虚な問題となりますけども、けども、起きた
問題について、きちっと行政上のやはりけじめをつける。町民には丁寧な説
明が必要だというように思います。和解をする相手さんの状況は説明があっ
たとおりで、やむを得ない状況になってしまったということです。20年前
ですから、もう数年の時効がなる前に話し合っていけば、分割でも納入をさ
れた可能性が大きいわけですから、そういう点では、穴を空けてしまった問
題について、きちっと総括をして、町民に説明するというのを改めて強く
求めておきたいと思いますし、本人さんの状況から言えば、やむなしという
ように私も思いますので、賛成とさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第17 議案第59号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第59号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和3年9月27日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第59号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第3号)です。

予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,051万円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第1表でございます。歳入の部であります。14款 国庫支出金、補正額1,635万3,000円。15款 県支出金200万円。18款 繰入金1,164万7,000円で歳入合計が3,000万円であります。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。3款 民生費800万円。7款 商工費1,000万円。8款 土木費700万円。11款 災害復旧費500万円で歳出合計が歳入合計と同額です。

以上です。よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この臨時交付金の700万余りですけれども、今回、業者への支援ということで、保証ではなくて支援ということになってはいますが、一般財源が231万3,000円プラスをして説明がありました。5万円の200社を予定しているということなんですけれども、200社を超える場合、実績から見て200社、大体そのぐらいだというように踏まれていますけれども、超

えて申請があった場合、一般財源の持ち出しがさらに増える、その一般財源を補填して、200人超えた分、大幅に超えることはないと思いますけれども、補正で手当てをするということで考えておられるか、また、考えていただきたいと、超えた場合はそういうふうにしていきたいと思いますが、いかがですか。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 まず、国の交付金が700万余りということで、予算上、今回は230万の一般財源の持ち出しということで予算を組ませていただいたんですが、これはまず、最終的に、ほかのコロナの事業との増減。例えば、私のところで今やっております、新しい生活様式、こちらで2,000万円組んでおりますが、これが減額になれば、その分の交付金をこちらへ回すということで、この230万が極力減額になるように今後の補正で組替え等の措置を考えております。

それから西澤議員のご質問の、期限を切れる、過ぎてもとというのと、200件超える分については、これはあくまでも締切り等によりますので、この交付金事業の締切りが2月末と聞いておりますので、その境目といたしますか、ぎりぎりという形を、当初の締切りをいつに設定するかもあるんですけど、今ちょっと年内、今、年内という締切りで考えていることを先に発表させていただいたんですが、また、時期が近づいたときに、例えば、まだ申請が予定より少ないようでしたら延長するなど、これは県、国の動向を見て考えたいと思います。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この事業ですけども、1人で様々、いろいろやっておられる、雇用形態を組まずにやっておられるフリーランスの方、それから、シルバーの会員さんもその対象というように、分類上、税制上がそういうようにされていきます。その対象を広く見ていただくことと、それから、先ほど課長が答弁ありました、期限、その問題についても、早く対応をして、広く申請が出るように工夫をしていただくことを申し添えて、賛成討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第59号は可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました議案第59号の可決成立に伴い、字句、数字その他の整理が必要となりますので、会議規則第45条の規定により、議決の結果生じた字句、数字その他の整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号について、字句、数字その他の整理を行い、地方自治法第219条第1項の規定に基づき、町長に送付いたします。

次に、日程第18 意見書第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第3号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出する。

令和3年9月27日。

甲良町議会議長 山田裕康様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 建部孝夫 木村修 阪東佐智男 宮寄光一。

○山田裕康議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案させていただきます。

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書(案)。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」から2020年産米の過大な流通在庫が生まれました。しかし、政府が有効な手だてを取らなかったため、2020年産米の市場価格は大暴落しました。

政府は、36万トンの上乗せ「減反」を打ち出し、農家は米価暴落の危機感から飼料米への転換が行われましたが、感染拡大によるさらなる消費減少と相まって、2021年産米の昨年以上の米価下落が危惧されています。

コロナ禍の需要減少による「過剰在庫」分は、国が責任を持って市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されませ

ん。政府の責任による緊急買入れなどの、特別な隔離対策が絶対に必要です。

同時に、国内需要には必要がないミニマムアクセス輸入米は、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめてバターや脱脂粉乳並みに、不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食糧支援には、収入減で日々の食事を切り詰めるなど、困窮されておられる方が沢山訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、困窮する国民に提供することが、今こそ求められています。

我が甲良町は町の面積の46.6%（令和元年調書）が水田であり、「水と米づくりの歴史」を持ち、町の主要産業のひとつとなっています。それだけに米価の暴落は重大な損失を被ることになりかねません。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

以上の趣旨から、政府におかれましては下記事項を措置されるよう強く要請します。

記。

1、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2、政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食糧支援で活用すること。

3、国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を当面、国産米の需給状況に応じた数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

裏面を見てください。

令和3年9月27日。

宛先は、内閣総理大臣様、農林水産大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長 山田裕康。

以上となっています。

請願が皆さんの全員の賛同で採択をされました。それを受けて、全協でも説明しました、甲良町の特徴を挿入して意見書としてまとめさせていただきました。全国を見ますと、東北を中心に、農協さん、会長さんがそろって政府に要請する。そして、九州でも大きな世論になりつつあります。そういう点でも、県内でも有数の米産地としての甲良町から声を上げるということをや

ひしていきたいと思いますので、皆様のご賛同を心からお願い申し上げます。
して、提案説明とさせていただきます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 賛成討論とさせていただきます。

前にももらった「農民」というチラシ、ここにも書いてあるんですけど、1俵9,000円というふうに書いてございます。先日、私、池寺ですけど、池寺区の中で、営農組合の関係で、1俵が、JAさんの買取り価格が、銘柄にもよるんですけど、たしか1俵が1万2,000円ぐらいだったというふうに理事長さんがおっしゃっていましたが、この、1俵9,000円になるのも、近未来には、ここら辺もなろう可能性が大だというふうに思います。この意見書を出していただいて、国のほうで何とかしてもらいたいという部分がありますので、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私もこの意見書には賛成をしたいと思います。

甲良町は農業の盛んな町である、町でありますことから、この頃、担い手不足、農業をやっていく方も減っている中、ここでまた、米が下落していくと、ますます悪循環になるのではないかなと思いますので、ぜひこの意見書には賛成をしたいと思います。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 意見書に対して賛成討論をさせていただきます。

コロナ禍の中で、米だけじゃなくって、やっぱり農産物あるいは水産物が、かなり下落を起こしております。そういった中で、お米については、下落幅が非常に大きいということで。あとは、先日もJAの会合に出てまして、基本的には市場の過剰米というふうな形について、やはり国が隔離をするというふうな形が一番有効な手段だというふうな形を聞いておりまして、JAに対しても、そのような方向で、やっぱり運動をするように提議もしております。

実は、今日の農業新聞にも、全くこれと同じことが記載をされております。輸入米のミニマムアクセス米も含めて書かれておりますし、また、今の言う、

先ほど言いました、過剰米のロックというふうなところについても書かれております。そういった意味で、やはり、こういう施策を、国が講じていただけないと、やっぱり、ますますの農業離れというふうな形が増えてくるというふうに思っております。現在、農家が200万人、全国。これもう、だんだんだんだん減りつつあります。そういった意味で、やはり、自然環境を守るためにも、ここはやはり、みんなの力で米価をある一定の水準で固定をし、守っていくというのが重要だというふうに思いまして、賛成討論をさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 私も賛成討論といたします。

私は、米については消費者の1人で、確かに、米が安くなればいいという思いは個人的にはあるんですが、やはり、生産者である農家の生活安定確保、そしてから、今、上がっておりますこの3項目の政策はぜひとも必要だということで、この意見書には賛成といたします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第3号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第3号は可決されました。

次に、日程第19 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第20 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和3年甲良町議会9月定例会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は9月6日から本日27日まで、22日間の会期で、会期中に、予算決算常任委員会で付託議案の審査をいただきました。9月6日の本会議におきまして、4件の報告をさせていただきました。そして、提出議案のうち、条例改正が2件、町道認定が1件、契約の締結が2件の5議案について、それぞれ可決をいただきました。また、教育長の任命につきましても、同意をいただきました。

本日の本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託されました各議案審査の結果が委員長報告をされ、採決の結果、令和2年度の一般会計決算と6つの特別会計決算と2つの事業会計決算につきまして、合計9会計の全部を認定いただきました。

令和3年度一般会計補正予算(第2号)は、議員発議をされた修正案が可決をされ、修正案を除く、議案第50号について可決をいただきました。修正の1つ目の人事評価制度導入に向けた業務委託料は、職員の資質向上並びに条件整備が先決で時期尚早と、全額削除となりました。議員が指摘をされましたこと、他の公共団体の導入内容を再調査するなど、検討をいたしたいと考えております。

修正の2つ目の公共施設等総合計画管理計画の改訂業務委託料は、ご指摘をいただいた見直しを行うとともに、委託経費削減後の予算で計画改定ができるよう検討をいたしたいと考えております。

議案第51号から54号まで、令和3年度の4つの特別会計の補正予算は、原案のとおり、それぞれ可決をいただきました。本日追加提案をいたしました2つの議案の権利の放棄及び和解と、令和3年度一般会計補正予算(第3号)につきましては、原案どおり可決をいただきました。

行政から提出いたしました全ての議案に、適切な審査、議決をいただき、ありがとうございました。議会の会期中にいただきましたご意見等を踏まえ、それぞれの課題を整理いたし、日常業務の取組、改善に努力してまいります。

と存じます。

議会閉会後の、閉会後におきまして、行政の課題、当面する事案につきまして、議長に相談をいたし、早めの議会協議をお願いいたしたいと考えております。長期間にわたりまして、議案の審議、審査に御礼を申し上げ、今9月定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○山田裕康議長 これをもって、令和3年9月甲良町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午後 0時00分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 裕 康

署 名 議 員 宮 寄 光 一

署 名 議 員 丸 山 恵 二